

新婚世帯の新生活を応援します

申請期間：令和7年6月2日（月）～令和8年3月6日（金）

対象となる世帯

次の①～⑩すべてに該当する世帯

- ① 申請時点で、夫婦双方が日本国籍又は永住権を持ち、かつ、住民票の住所が栗東市内の申請する住宅の住所となっている
- ② 令和7年1月1日から令和8年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理されている
- ③ 婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下である
- ④ 令和6年分の夫婦の合計所得金額が500万円未満
- ⑤ この補助金の交付を過去に受けたことがない
- ⑥ 対象費用について他の公的制度による補助等を受けていない
- ⑦ 夫婦の双方が栗東市に3年以上継続して居住する意思がある
- ⑧ 栗東市税等を滞納していない
- ⑨ 暴力団員でない
- ⑩ 単身赴任でない

対象となる費用

令和7年4月1日から令和8年2月28日までに要した下記の費用

■ 住宅取得費用

住宅の購入費又は新築に係る工事費・設計費

※申請者本人又は配偶者の2親等以内の親族が所有する物件を購入する場合は対象外

※施工業者である法人の代表者又は個人が申請者本人又は配偶者の2親等以内の親族である場合は対象外

■ 住宅賃貸費用

住宅の家賃・共益費（最大3か月分）、敷金、礼金、仲介手数料

※婚姻以前に契約された賃貸物件の場合、婚姻日から起算して1年以内に契約が開始されている物件が対象です。

※申請者本人又は配偶者の2親等以内の親族が所有する物件に入居している場合は対象外

※社宅物件は対象外

■ 引越費用

引越し業者又は運送業者へ支払った費用

■ リフォーム費用

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕増築、改築設備更新等の工事費

※施工業者である法人の代表者又は個人が申請者本人又は配偶者の2親等以内の親族である場合は対象外

補助金額については裏面へ▶▶

お問い合わせはこちら

栗東市役所 企画政策課（栗東市役所3階）

TEL：077-551-1808 Mail：sousei@city.ritto.lg.jp



※相談窓口の混雑を緩和するため、予約優先制としています。市HPもしくは左記の予約フォームよりご予約のうえご来庁ください。

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

補助金額

i

ii

iii

建物条件	基本額 (～39歳)	加算額（上限額）			加算額			合計 (補助 上限)
		夫婦 ともに 29歳以下	夫婦 どちら かが市 外より 転入 ※ 1	夫婦 どちら も市外 より転 入 ※ 1	親世帯 と同居 又は近 居 ※ 2	市内業 者利用 ※ 3	中古物 件を購 入 ※ 4	
賃貸費用 (最大3か月 分) 及び 引越費用 ※ 5	10万円	10万円	10万円	10万円				40万円
住宅取得費用 又は リフォーム費用 及び 引越費用	30万円	30万円			5万円	5万円	5万円	75万円
賃貸、住宅取得 及びリフォーム を伴わない引越 費用 ※ 6	10万円	10万円	10万円	10万円	5万円			45万円

- ※ 1 申請日から見て、転入日が本市に転入して1年未満
- ※ 2 親世帯との同居とは、夫婦のうちいずれか一方又は、両方の親が同居していることを指す
近居とは、補助対象世帯と親世帯が同一小学校区に居住 又は、補助対象世帯と親世帯との住宅が直線距離で5キロメートル以内であること（ただし、親世帯の住宅の所在については市内外を問わない）
- ※ 3 市内業者利用とは、住宅販売者又は施工業者が、市内に本社若しくは事業所を有する法人又は市内に住民登録を有する個人事業主をいう。申請者自らが販売し、又は施工するものは、対象外
- ※ 4 中古物件とは、令和5年3月31日までに建設された物件（戸建て・マンション）であり、補助対象期間内に当該物件の売買契約を締結し、引き渡し完了しているものをいう
- ※ 5 複数月（2か月以上）の前払いは、対象外（ただし、初期費用にて前払いが必須になっている場合は除く）
- ※ 6 賃貸、住宅取得及びリフォームを伴わない引越費用とは、賃貸契約を交わしていない物件かつ住宅取得及びリフォームをしていない物件に引越をした費用を指す（例：祖父母の空き家を譲り受けて、住む。夫婦どちらかの実家に住む。）

<事例>

賃貸の場合…上記表 i

●夫婦ともに、29歳以下/夫婦どちらも市外より転入
基本額→10万円 夫婦ともに、29歳以下→10万円
夫婦どちらかが市外より転入→10万円 夫婦どちらも市外より転入はさらに→10万円 合計 上限40万円

リフォームの場合…上記表 ii

●夫婦ともに、35歳/中古物件購入/市内業者利用
基本額→30万円 中古物件購入→ 5万円 市内業者利用→ 5万円 合計 上限30万円+10万円給付
（※発生した経費が30万円以下の場合は、発生した経費+10万円となります。）

賃貸、住宅取得及びリフォームを伴わない引越の場合…上記表 iii

●夫婦ともに、29歳以下/親世帯と同居
基本額→10万円 夫婦ともに、29歳以下→10万円 親世帯と同居→ 5万円 合計 上限20万円+ 5万円給付
（※発生した引越費用が20万円以下の場合は、発生した引越費用+ 5万円となります。）

結婚新生活支援補助金の申請について

まずは、窓口で事前相談でお越しいただくか、電話やメールでお問合せください。
個別に交付要件の確認や必要書類のご案内をさせていただきます。

※窓口の事前相談に関しては、混雑緩和のため予約優先制としています。事前に下記の二次元バーコードより、ご予約いただいたうえでお越しください。

■必要書類が全てそろっており書類の記入もお済みの場合は、事前相談をせず「申請書類」を政策推進部企画政策課（庁舎3階）へご提出いただいても問題ありません。

※修正が必要な場合がありますので、「印鑑」をご持参ください。

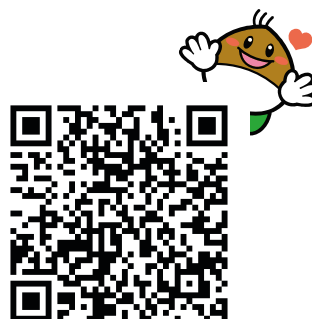
※提出書類の確認をさせていただきますので、お時間に余裕をもってお越しください。

【受付時間】

窓口：平日 9時00分から17時00分まで

電話・メール：平日 8時30分から17時00分まで

※土日祝日および年末年始を除く



■企画政策課はこちら（庁舎3階）

